

奈良県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十四号

奈良県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条

例

奈良県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年三月奈良県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。